

天皇陛下御在位三十年記念式典当日における祝意奉表について

〔平成31年1月25日〕
閣 議 決 定

天皇陛下御在位三十年記念式典当日（2月24日）、祝意を表するため、各府省においては、国旗を掲揚するとともに、各公署、学校、会社、その他一般においても国旗を掲揚するよう協力方を要望するものとする。